

茨城県報

第 3 2 3 号

平成 4 年 3 月 2 日

月 曜 日

目 次

規 則

(公安委員会)

- 茨城県警察署の管轄区域に関する規則及び派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

ページ

告 示

- 字の区域の変更(地方課)…………… 3
- 技能検定試験の手数料の額(職業能力開発課)…………… 11
- 道路の区域の変更(6件)(道路維持課)…………… 13
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市計画課)…………… 16
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可(〃)…………… 16
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(2件)(都市施設課)…………… 17
- 土地改良法に基づく換地処分(土地改良事業所)…………… 18

公 告

- 平成4年度前期技能検定試験の実施(職業能力開発課)…………… 18
- 都市計画事業の施行者の名称等(都市施設課)…………… 21

訓 令

- 茨城県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令(林政課)…………… 22

指 示

(内水面漁場管理委員会)

- 漁業法に基づく指示(2件)…………… 22

正 誤

- 平成4年2月20日付け茨城県報第320号中…………… 24

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 2 号

茨城県警察署の管轄区域に関する規則及び派出所，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 4 年 3 月 2 日

茨城県公安委員会委員長 加 藤 啓 進

茨城県警察署の管轄区域に関する規則及び派出所，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則

(茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部改正)

第 1 条 茨城県警察署の管轄区域に関する規則 (昭和 29 年茨城県公安委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

別表中

茨城県水戸警察署	水戸市 東茨城郡の内 常澄村，茨城町，内原町，常北町，桂村，大洗町	を
----------	---	---

茨城県水戸警察署	水戸市 東茨城郡の内 茨城町，内原町，常北町，桂村，大洗町	に
----------	-------------------------------------	---

改める。

(派出所，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部改正)

第 2 条 派出所，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則 (昭和 35 年茨城県公安委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 警察官幹部派出所名称，位置及び所轄区域水戸の項中

大洗警察官幹部派出所	東茨城郡大洗町	東茨城郡常澄村，大洗町	を
------------	---------	-------------	---

大洗警察官幹部派出所	東茨城郡大洗町	東茨城郡大洗町	に
------------	---------	---------	---

改める。

別表第2 (2) 警察官駐在所名称, 位置, 所管区水戸の項中

小泉警察官駐在所	常澄村大字 小泉	常澄村下大野1, 2区, 塩ヶ崎, 小泉, 川又, 平戸, 島田, 秋成	を
東前警察官駐在所	常澄村大字 東前	常澄村大串, 東前, 栗崎, 六反田, 大場, 森戸, 下入野	

小泉警察官駐在所	水戸市小泉町	水戸市下大野町, 塩崎町, 小泉町, 川又町, 平戸町, 島田町, 秋成町	に
東前警察官駐在所	水戸市東前町	水戸市大串町, 東前町, 栗崎町, 六反田町, 大場町, 森戸町, 下入野町, 百合が丘町	

改める。

付 則

この規則は, 平成4年3月3日から施行する。

告 示

茨城県告示第277号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定によりつくば市長から土地改良事業に伴い, 同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお, この届出に係る字の区域の変更の効力は, 土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成4年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 大字大貫字国神 106の1, 111の1, 112, 113
- ” 字屋敷 351から355まで, 356の1, 358の1, 367の1, 367の2, 368の1, 378の1, 379, 380の1, 381の1, 395の1, 396の1
- ” 字池下 430の1, 431, 432, 433の1, 434の1
- ” 字段子島 440の1の内, 441の1の内, 442の内
- ” 字池ハタ 342の1の内, 342の2, 343から347まで
- ” 字古川 73の1の内, 74の1の内
- ” 字塚田 116の内, 125から129まで, 130から132までの各内, 134, 135の内, 136の内, 138の内

大字大貫字樋口 254の内, 255の内

“ 字石橋 348から350まで

“ 字長町 337の1の内, 338から340まで, 341の1, 341の2

“ 字中溝 272の内, 273, 274

大字北条字大貫前 5589の内, 5595の1, 5595の2, 5596から5598まで

大字小沢字大貫前 371, 372の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字大貫字池端に変更

大字大貫字古川 72の1, 73の1の内, 74の1の内

“ 字塚田 116の内, 130から132までの各内, 135の内, 136の内, 137, 138の内, 139

“ 字東大貫 140から142まで, 143の内, 146の内, 147, 148, 152, 153の内, 156の内, 157の内, 159, 163, 164, 167の1, 169の内

“ 字樋口 250の内, 253, 254から257までの各内

“ 字池ハタ 342の1の内

大字杉木字大貫前 484, $\left. \begin{matrix} 485 \\ 487 \\ 488 \end{matrix} \right\}$ の内, 486, 489, 490, 491の内

大字小沢字大貫前 372の内

大字北条字大貫前 5589の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字大貫字中溝に変更

大字大貫字橋本 170, 171

“ 字樋口 246から249まで, 250の内, 256の内, 257の内, 258, 259の1, 259の2, 260, 261

大字杉木字大貫前 $\left. \begin{matrix} 485 \\ 487 \\ 488 \end{matrix} \right\}$ の内, 491の内, 492, 493, 494の2

大字大貫字中溝 262から265まで, 266の内, 267の内, 275の内, 276の1の内, 276の2, 277の内, 278, 279

“ 字弁才天 280から285まで, 286の内, 287, 288, 289の内, 291から293までの各内

大字小沢字大貫前 372の内, 373, 374

大字北条字大貫前 5599から5601まで, 5602の内, 5605の内

大字杉木字志ホみ 501の2, 502の内, 505から507までの各内

大字漆所字大貫前 385の内, 386の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字大貫字東大貫に変更

大字大貫字段子島 439の1, 440の1の内, 441の1の内, 442の内, 443の1, 4

44の1, 445の1, 447の1, 448から450まで

大字大貫字長町 337の1の内

大字北条字大貫前 5588, 5588の1, 5589の内, 5590の1, 5591から5594まで

大字杉木字上川 465, 466, 468

大字大貫字弁才天 289の内, 290, 291から293までの各内, 294から317まで

大字北条字大貫前 5538の1の内, 5540から5542までの各内, 5542の1, 5543, 5544, 5545の1, 5546の1, 5548の1, 5550の1, 5552の1, 5553から5555まで, 5556の1, 5556の2, 5557, 5559から5561まで, $\left. \begin{matrix} 5562 \\ 5563 \end{matrix} \right)$, 5564から5567まで, 5568, 5568の1の内, 5569, 5570, 5570の1, 5571から5577まで, 5577の1, 5578, 5579, 5580, 5581の内, 5582, 5583の1, 5583の2, 5584, 5585, $\left. \begin{matrix} 5585 \\ 5587 \end{matrix} \right)$ の1), 5586, 5602の内, 5605の内, 5603, 5604, 5613の2, 5614の2

大字杉木字志ほみ 502の内, 503, 504, 505の内, 506の内, 507の内

大字漆所字大貫前 384, 385の内, 386の内, 387

大字杉木字たくみ田 467, 469から483まで

大字小沢字大貫前 346, 乙346, 348から370まで, 372の内, 383から387まで

大字大貫字不動免 318から324まで, 324の1, 325, 326, 328から336まで

大字漆所字浅間向飛地 393

大字小沢字杉木西 乙340の内, 345の内, 乙345の内, 347

大字杉木字弁才天 103の内, 105の内, 106, 108の内, 109の内, 乙109の内, 乙111の内, 131の内, 131の1

大字北条字弁才天 5615から5617まで, 5618の1から5618の3まで, 5619, 5620の1, 5620の2, 5621, 5622の内, 5624の1

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字杉木字大貫前に変更

大字北条字大貫前 5538の1の内, 5540から5542までの各内, 5568の1の内

大字小沢字杉木西 325から330まで, 333から340まで, 乙340の内, 341から343まで

大字大貫字下川溝向 451から457まで, 458の1, 459, 460

大字北条字柄川 5530, 5530の1, 5531, 5532の1, 5534の1, 5537の1

“ 字五反田 5518, 5519, 5520から5522までの各内, 5527の1, 55

28, 5529

大字小沢字杉木西 286から291まで, 293から298まで, 299の2, 300の1, 310の1, 311から316まで, 317の内, 323の内, 324, 344の内, 345の内

大字杉木字上川 420の1, 421, 423の1, 426の1, 427の1, 429の1, 430の1, 431の1, 435の1, 448の1, 449の1, 450から453まで, 454の1, 455から464まで

“ 字白餅田 97, 98, 99の内, 100の内, 509, 510

“ 字五反田 $\left. \begin{array}{l} 139 \\ 140 \end{array} \right\}$ の内

大字北条字赤淵 5511の1, 5512から5517まで

大字杉木字そり町 81の内, 83から85まで

“ 字いか土 58, 59の内, 60の内, 61の1, 62から64までの各内, 65, 66, 67の内, 68の内, 76の内, 77の内

大字小沢字小沢西 292

大字北条字腰当 5506の内, 5507, 5508, 5509の内, 5510

大字杉木字下川 414の1の内, 417, 419の内

大字小沢字杉木前 230の1の内, 232の1の内, 233から236までの各内, 237, 238の内, 259の内, 263から265までの各内

大字杉木字ホー当 86から92まで, 96の内

“ 字四枚方 46の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字杉木字杉木西に変更

大字小沢字杉木西 317の内, 322, 323の内, 344の内, 345の内, 乙345の内

大字杉木字弁才天 101, 102, 103の内, 104, 105の内, 107, 108の内, 109の内, 乙109の内, 110, 111, 乙111の内, $\left. \begin{array}{l} 112 \\ 113 \\ 114 \\ 115 \end{array} \right\}$, 116か

ら129まで, 乙129, 130, 131の内, 132から135まで

大字北条字弁才天 5622の内, 5623

大字杉木字五反田 136, 137, 138, $\left. \begin{array}{l} 139 \\ 140 \end{array} \right\}$ の内, 141

大字北条字五反田 5523から5526まで, 5520から5522までの各内

大字杉木字白餅田 99の内

“ 字中みゑ 191から216まで, 218から226まで

“ 字中溝 217

“ 字そり町 80, 81の内, 82

“ 字いか土 59の内, 60の内, 62から64までの各内, 67の内, 68の内, 69から75まで, 76の内, 77の内, 78, 79

大字杉木字 後 142から145まで, 147から163まで, 163の1, 164

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字杉木字杉木後に変更

大字杉木字下川 414の1の内, 415の1, 416の1, 418の1, 419

大字小沢字杉木前 228, 229の1, 230の1の内, 232の1の内, 233から236までの各内, 238の内, 239の1から239の3まで, 240から242まで, 243の2, 244の2, 245の2, 246の2, 250の2, 251の3, 252の4, 255の2, 256の2, 257の1, 257の2, 258, 259の内, 260から262まで, 263から265までの各内, 267の2, 268の2, 272の2, 273の2, 274の2, 275の2, 280の2, 282, 283

大字杉木字四枚方 46の内

“ 字前田 29から32まで, 33の1, 34の1, 36の2, 37から42まで, 44, 45

大字北条字熊ノ下 5467の1, 5468の1, 5469から5471まで, 5471の1, 5471の2, 5472, 5473, 5474の1, 5487の1, 5487の5, 5487の8, 5489, 5490, 5491の1, 5491の2, 5492から5496まで

“ 字腰当 5499から5505まで, 5506の内, 5509の内

大字杉木字ホー当 94, 96の内

“ 字腰当 95

“ 字熊ノ下 359の1, 363の1, 364の1, 365

大字北条字羽黒 5391の2, 5392, 5393の1, 5393の2, 5424の4から5424の6まで, 5425の1, 5426, 5427の1, 5427の2, 5428の1の内, 5428の2, 5434の1, 5434の2, 5435の内, 5436の1の内, 5436の2の内, 5437の内, 5440の内, 5443, 5445, 5448, 5449の内, 5451, 5455の内, 5458, 5459の1, 5461, 5462の1, 5463, 5464の1, 5464の2, 5466

大字泉字水神堀向 3012の1, 3015の1, 3016, 3017の1

“ 字水神 2970の2, 2971の2, 2972の2, 2973の2, 2974の2, 2975の2

“ 字橋北 2937の内, 2938の内, 2944の内, 2945の内, 2953の内, 2964の2の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字小沢字小沢西に変更

大字北条字羽黒 5428の1の内, 5435の内, 5436の1の内, 5436の2の内, 54

37の内, 5438, 5439, 5439の1, 5440の内, 5449の内,
5455の内

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字泉字橋北に変更

大字筑波字外輪町 2026の内, 2027の内, 2029の内, 2030から2034まで, 2
035の1, 2036の内, 2037の1の内, 2038の1, 2039の1,
2040から2045まで, 2046の1, 2047の1, 2050の1, 20
51から2057まで, 2058の1, 2059の1

大字神郡字砂押 291から294までの各内, 295の1の内, 296の1の内, 297の1の
内, 298の1の内, 299の内, 301の内, 303の内, 304の内, 30
6の内, 307から312まで, 313の1, 314の1, 315の1, 316,
317の1, 320の1, 321, 322, 324の1から324の3まで, 3
25の1, 326の1から326の3まで, 327の1, 327の2, 334か
ら343まで

“ 字番城面 328の1, 328の2, 329の1, 329の2, 330の1, 330の2,
331, 332の1, 332の2, 333の1, 333の2

“ 字香田 417から423まで, 424の1

“ 字仲町 425の1, 425の2, 426の1, 427から429まで

“ 字薬師免 430, 431, 432の内

“ 字渋田 399の内, 400, 401

“ 字岩井崎 377の1, 377の2, 378から383までの各内

“ 字深町 384から387までの各内

大字漆所字下ぬかり 352の内, 355から357までの各内

“ 字平沼 375の内, 376, 377の1の内, 378の1, 379の1, 379の2,
380, 381の1, 381の2, 382の1, 383

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字神郡字壺丁田に変更

大字神郡字岩井崎 378から383までの各内

大字漆所字平沼 375の内, 377の1の内

“ 字下ぬかり 356の内, 358の内, 359, 360

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字漆所字不動下に変更

大字筑波字外輪町 2021の1, 2022の1, 2023, 2023の1, 2024, 2025,
2026の内, 2027の内, 2028, 2029の内, 2036の内, 203
7の1の内

大字神郡字砂押 231の1, 232の1, 233, 234の1, 235の1, 236, 237の
1, 238から249まで, 250の1, 250の2, 250の4, 251の1,
252の1, 253の1, 254の1, 255の1, 256の1, 257の1,

258の1, 259の1, 260の1, $\frac{261}{262}$), 263から265まで, 266の1から266の3まで, 266の5, 267の1, 267の2, 268から273まで, 274の1, 274の3, 275の1, 275の2, 276の1, 276の3, 277, 278の1, 278の3, 279の1, 279の3, 280の1, 281, 282, 283の1, 284の1, 285の1, 285の3, 286の1, 286の3, 287の1, 288の1, 289, 290, 291の内, 292の内, 293の内, 294の内, 295の1の内, 296の1の内, 297の1の内, 298の1の内, 299の内, 300, 301の内, 302, 303の内, 304の内, 305, 306の内, 311の内, 312の内

大字神郡字葉師免 432の内, 433の内

“ 字柳町 434の内, 435の内, 436の1, 436の2, 437, 438の1, 438の2, 439の1, 439の2, 440の1, 440の2, 441の1, 441の2, 449の1, 449の2, 450の1, 450の2, 451の1, 451の2, 452の1, 452の2, 453の1, 453の2, 454の1の内, 454の2

“ 字石橋 442の1, 442の2, 443の1, 444の1, 445の1, 446の1, 447の1, 448の1

“ 字大苗代 456の1の内, 457の1の内

“ 字久ノ戸 455の内

“ 字下内町 229の2の内, 230の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字神郡字仲町に変更

大字神郡字葉師免 432の内, 433の内

“ 字柳町 434の内, 435の内, 454の1の内

“ 字久ノ戸 455の内, 460の内

“ 字洪田 388から398まで, 399の内

“ 字深町 384から387までの各内

大字漆所字下ぬかり 352の内, 353, 354, 355の内, 357の内

“ 字ぬかり 325から334まで, 335の内, 349, 351の内

“ 字茅場 292の内, 347の内, 348の内

“ 字柳の町 301から304までの各内, 307の内, 308

“ 字柳町 309から316まで

“ 字まか田 317から321まで, 322から324までの各内

“ 字きしの町 293の内, 294の内, 296の内, 298から300までの各内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字漆所字岸ノ町に変更

大字漆所字下ぬかり 356から358までの各内

大字漆所字ぬかり 335の内, 350, 351の内

“ 字茅場 270から280まで, 286, 287, 290, 291, 292の内, 335
の内, 336から346まで, 347の内, 348の内

“ 字宣場 281から285まで, 288の1, 288の2, 289の1, 289の2

“ 字道祖神後 乙285

“ 字道祖神西 246の2

“ 字まか田 323の内, 324の内

“ 字きしの町 293から295までの各内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字漆所字宮ノ後に変更

大字神郡字下内町 185の1の内, 186, 186の2, 187の1の内, 187の3の内, 1
88から190まで, 191の1, $\frac{193}{194}$ の1), 194の1, 195の1, 1
96の1, 197, 198の1, 200, 200の1, 201, 202の1, 2
03の1, 204, 205の1, 206, 207, 207の1, 208, 208
の1, 209, 210から212まで, 213の1, 214の1, 214の2,
215, 216の1, 217の1, 217の4, 218の1, 219の1, 21
9の2, 220の1, 220の2, 223の1, 223の5, 224の1, 22
5の1, 225の2, 226の1, 227, 228, 229の1, 229の2の
内, 230の内

“ 字御供田 479の1の内, 480の内, $\frac{481}{482}$), 483

“ 字五反田 495の1の内

“ 字鷺ノ町 484, 485の1, 485の2

“ 字根ノ下 486, 487から490までの各内

“ 字久ノ戸 455の内, 460の内, 461の内, 466の内, 467の内, 470の内,
473から475までの各内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字神郡字大苗代に変更

大字神郡字久ノ戸 460の内, 461の内, 466の内, 467の内, 470の内, 473から
475までの各内, 546, 547

大字漆所字柳の町 301から304までの各内, 305, 306, 307の内

大字神郡字根ノ下 487から489までの各内

“ 字二反町 525の1の内, 525の2の内

“ 字千足 540の1の内, 540の2の内, 541から545まで

大字漆所字きしの町 294から296までの各内, 298から300までの各内

“ 字宮ノ後 101, 126の内, 127の内, 129の内, 130の内, 142の内, 1
43の内

“ 字東谷ツ 92の1, 96の3, 96の4; 97の1, 97の2, 99の1, 100

及びこれに伴う国有地の道路、水路の全部を大字神郡字宮ノ前に変更

大字神郡字大堰 157の1, 157の3, 158の1, 159の1

“ 字下内町 138の1, 139の1, 139の3, 139の5, 140の1, 140の3,
141, 142の1, 143の1, 144の1, 144の2, 145の1, 14
6の1, 147の1, $\left(\begin{smallmatrix} 150 \\ 151 \end{smallmatrix} \right)$, 152, 153の1, 153の2, 154の1,
155の1, 156の1, 156の2, 160の1, 161, 162, 163の
1, 164の1, 165, 166の1, 167, 167の1, 168から171
まで, 乙171, 172から174まで, 175の1, 176, 177の1, 1
78の1, 179の1, 179の3, 180の1, 180の4, 181から18
4まで, 乙184, 185の1の内, 185の2, 187, 187の1の内, 1
87の3の内

大字神郡字式ッ橋 119の1, 120, 121の1, 121の2, 122の1, 123から12
5まで, 126の1, 127, 128の1, 129の1, 130の1, 131の
1, 131の2, 132, 133

“ 字上町 107の3

“ 字御供田 479の1の内, 480の内

“ 字五反田 495の1の内, 496の1, 497の1, 499の1, 500の1, 501
の1, 502の1

“ 字二反町 525の1の内, 525の2の内

“ 字飯田西 526, 527

“ 字千足 540の1の内, 540の2の内

“ 字宮ノ前 528, 529の1の内, 529の2の内, 530, 531の1の内, 532
の1の内, 533の1の内, 539の2の内

及びこれに伴う国有地の道路、水路の全部を大字神郡字根ノ下に変更

~~~~~  
**茨城県告示第278号**

職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第5条第2項の規定による技能検定試験の  
手数料の額を次のように定め、平成4年4月1日から施行する。

なお、昭和61年3月20日茨城県告示第416号で告示した技能検定試験の手数料の額は、平成4年  
3月31日限り廃止する。

平成4年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

技能検定試験手数料

- 1 学 科 試 験 2,600円
- 2 実 技 試 験

| 職 種                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 手 数 料     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 園芸装飾, さく井, 金属溶解, 鋳造, 鍛造, 金属熱処理, 粉末冶金, 機械加工, 放電加工, 金型製作, 金属プレス加工(特級に限る。), 建築板金, 工場板金, 工業彫刻, 電気めっき, アルミニウム陽極酸化処理, 溶射, 金属ばね製造, ロープ加工, 仕上げ, 金属研磨仕上げ, 切削工具研削, 製材のこ目立て, 機械検査(特級に限る。), ダイカスト(特級に限る。), 機械保全, 電子回路接続, 電子機器組立て, 電気機器組立て, 半導体製品製造, プリント配線板製造, 家庭電気治療器調整, 自動販売機調整, 鉄道車両製造・整備, 時計修理, 眼鏡レンズ加工, 光学機器製造, 複写機組立て, 内燃機関組立て, 空気圧装置組立て, 油圧装置調整(特級に限る。), 建設機械整備(特級に限る。), 織機調整, ニット製品製造, 婦人子供服製造(特級に限る。), 紳士服製造(特級に限る。), 寝具製作, 帆布製品製造, 布はく縫製, 木工機械整備, 機械木工, 木型製作, 家具製作, 建具製作, 紙器・段ボール箱製造, 製版, 印刷, 製本, プラスチック成形, 強化プラスチック成形, ガラス製品製造, ほうろう加工, 石材施工, パン製造, 機械製麺, 水産練り製品製造, 酒造, 枠組壁建築, かわらぶき, れんが積み, エーエルシーパネル施工, コンクリート積みブロック施工, 畳製作, 浴槽設備施工, 厨房設備施工, 型枠施工, 防水施工, 樹脂接着剤注入施工, 内装仕上げ施工, スレート施工, 熱絶縁施工, サッシ施工, 自動ドア施工, ガラス施工, ウェルポイント施工, 化学分析, 漆器製造, いす張り, 表装, 路面標示施工, 広告美術仕上げ, 義肢・装具製作, 舞台機構調整, 写真, 産業洗浄, 商品装飾展示, フラワー装飾 | 13, 800 円 |
| 造園, 冷凍空気調和機器施工, 染色, 陶磁器製造, 菓子製造, ハム・ソーセージ製造, とび, 築炉, コンクリート圧送施工, カーテンウォール施工, バルコニー施工, 金属材料試験, 貴金属装身製作, 工業包装                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 13, 000 円 |
| 金属プレス加工(1級及び2級に限る。), 鉄工, ダイカスト(1級及び2級に限る。), 油圧装置調整(1級及び2級に限る。), 縫製機械整備, 建設機械整備(1級及び2級に限る。), 農業機械整備, 紳士服製造(1級及び2級に限る。), 竹工芸, みそ製造, 建築大工, 左官, ブロック建築, タイル張り, 配管, 鉄筋施工, 印章彫刻, 塗装, 塗料調色                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 12, 000 円 |
| 版下製作                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 10, 500 円 |
| 機械検査(1級及び2級に限る。), 婦人子供服製造(1級及び2級に限る。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 10, 000 円 |
| 和裁                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 9, 000 円  |
| テクニカルイラストレーション, 建築図面製作, 機械・プラント製図, 電気製図                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 8, 500 円  |

茨城県告示第279号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成4年3月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成4年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須賀北埠頭線
- 3 道路の区域

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長             | 摘 要           |
|-------------------------------|------|---------------------------|-----------------|---------------|
| 鹿島郡鹿島町大字宮中<br>字宮中野3827番地先から   | 旧    | メートル<br>最大 17.0<br>最小 4.8 | メートル<br>2,520.0 |               |
|                               |      | 最大 51.0<br>最小 20.0        | 1,805.0         |               |
| 鹿島郡鹿島町大字大船津<br>字香取町2657番1地先まで | 新    | 最大 51.0<br>最小 20.0        | 1,805.0         | 旧道を鹿島町へ移<br>管 |

茨城県告示第280号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成4年3月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成4年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 矢幡潮来線
- 3 道路の区域

| 区 間                         | 旧新の名 | 敷地の幅員                     | 延 長           | 摘 要 |
|-----------------------------|------|---------------------------|---------------|-----|
| 行方郡潮来町大字築地<br>字子渡り118番2地先から | 旧    | メートル<br>最大 11.9<br>最小 6.0 | メートル<br>160.0 |     |
|                             |      | 最大 36.5<br>最小 6.0         | 160.0         |     |
| 行方郡潮来町大字辻<br>字江寺1591番1地先まで  | 新    | 最大 36.5<br>最小 6.0         | 160.0         |     |

## 茨城県告示第281号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成4年3月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年3月2日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷田部藤代線
- 3 道路の区域

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長             | 摘 要    |
|--------------------------------|------|--------------------|-----------------|--------|
| 北相馬郡藤代町大字浜田<br>字橋向562番6地先から    | 旧    | メートル<br>最大 13.0    | メートル<br>1,290.0 |        |
|                                |      | 最小 6.0             |                 |        |
| 北相馬郡藤代町大字上萱場<br>字道祖神前122番1地先まで | 新    | 最大 13.0<br>最小 6.0  | 1,290.0         | バイパス新設 |
|                                |      | 最大 45.5<br>最小 13.0 |                 |        |

## 茨城県告示第282号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成4年3月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年3月2日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡田伏土浦線
- 3 道路の区域

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長             | 摘 要    |
|-----------------------------|------|--------------------|-----------------|--------|
| 新治郡出島村大字田伏<br>字石田2547番1地先から | 旧    | メートル<br>最大 21.0    | メートル<br>3,725.0 |        |
|                             |      | 最小 3.8             |                 |        |
| 新治郡出島村大字坂<br>字池下439番3地先まで   | 新    | 最大 21.0<br>最小 3.8  | 3,725.0         | バイパス新設 |
|                             |      | 最大 45.1<br>最小 14.0 |                 |        |

茨城県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成4年3月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成4年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手筑波線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長             | 摘 要    |
|-------------------------------------------------------------|------|---------------------------|-----------------|--------|
| 筑波郡伊奈町大字板橋<br>字上街道2375番2地先から<br>筑波郡伊奈町大字狸穴<br>字俣窪833番1地先まで  | 旧    | メートル<br>最大 23.0<br>最小 6.0 | メートル<br>1,560.0 |        |
| 筑波郡伊奈町大字板橋<br>字上街道2375番2地先から<br>筑波郡伊奈町大字狸穴<br>字俣窪833番1地先まで  | 新    | 最大 23.0<br>最小 6.0         | 1,560.0         | バイパス新設 |
| 筑波郡伊奈町大字板橋<br>字花田久保2651番3地先から<br>筑波郡伊奈町大字狸穴<br>字俣窪833番1地先まで |      | 最大 36.5<br>最小 27.0        | 1,427.0         |        |

茨城県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成4年3月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成4年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 牛久守谷線
- 3 道路の区域

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長                   | 摘 要  |
|-------------------------------|------|------------------------|-----------------------|------|
| 筑波郡伊奈町大字板橋<br>字花田久保2647番1地先から | 旧    | 最大 <sup>メートル</sup> 9.4 | 190.0 <sup>メートル</sup> |      |
|                               |      | 最小 9.4                 |                       |      |
| 筑波郡伊奈町大字板橋<br>字花田久保2657番1地先まで | 新    | 最大 15.1<br>最小 11.7     | 190.0                 | 現道拡幅 |

茨城県告示第285号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第2項の規定に基づき川尻駅東土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

平成4年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 職 名   | 氏 名     | 住 所               |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事 長 | 市 毛 常 吉 | 日立市川尻町4-1-13      |
| 副理事長  | 篠 原 春 治 | 多賀郡十王町大字友部83      |
| 理 事   | 鈴 木 邦 彦 | 日立市川尻町1282-8      |
| 同     | 落 合 幸   | “ “ 1-30-19       |
| 同     | 尾 又 新 一 | “ “ 1-34-25       |
| 同     | 吉 田 正   | “ “ 1283-3        |
| 同     | 小野間 蔵 人 | “ “ 1292-1        |
| 同     | 宮 本 正 男 | 多賀郡十王町大字友部東2-1-23 |

茨城県告示第286号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、川尻駅東土地区画整理組合の定款の変更について、次のとおり認可した。

平成4年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 組 合 の 名 称 川尻駅東土地区画整理組合
- 事 業 施 行 期 間 昭和56年10月29日から平成4年3月31日まで
- 施 行 地 区 日立市川尻町字友部境の全部  
“ “ 字新関の全部  
“ “ 字上山崎の一部



日立市川尻町字平太惣次の一部

“ “ 字四反田の一部

“ “ 字上河原の一部

4 事務所の所在地 日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号 日立市役所内

5 設立認可の年月日

昭和56年10月29日

6 変更の主な内容 総代の定数の変更

変更前 15名 , 変更後 16名

7 変更認可の年月日

平成 4 年 3 月 2 日

茨城県告示第288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成 4 年 3 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称 水海道市

2 都市計画事業の種類及び名称

水海道都市計画公園事業

5・5・001 きぬ総合公園

3 事業施行期間 昭和57年8月5日から平成6年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

茨城県告示第289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成 4 年 3 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称 日立市

2 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画公園事業 1 赤羽緑地

3 事業施行期間 昭和62年6月11日から平成9年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 変更なし

茨城県告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業園部川右岸地区第1換地区に係る換地処分をした。

平成4年3月2日

茨城県石岡台地土地改良事業所長 大 澤 邦 雄

公 告

●平成4年度前期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成4年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 実 施 職 種

園芸装飾，造園，鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業），金属熱処理（一般熱処理作業），機械加工（普通旋盤作業，フライス盤作業，ボール盤作業，平面研削盤作業，円筒研削盤作業，心無し研削盤作業，ホブ盤，数値制御旋盤作業，数値制御フライス盤作業，マシニングセンタ作業，精密器具製作作業），放電加工（形彫り放電加工作業，数値制御形彫り放電加工作業，ワイヤ放電加工作業），金属プレス加工，鉄工（製缶作業，構造物鉄工作業），建築板金（内外装板金作業），工場板金（曲げ板金作業），電気めっき，仕上げ（治工具仕上げ作業，金型仕上げ作業，機械組立仕上げ作業），ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業），電子機器組立て，電気機器組立て（変圧器組立て作業，配電盤・制御盤組立て作業，回転電気巻線製作作業），建設機械整備，婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業），木型製作（模型製作作業），家具製作（家具手加工作業，家具機械加工作業），建具製作（木製建具製作作業），プラスチック成形（射出成形作業），とび，左官，築炉，ブロック建築，タイル張り，畳製作，防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業，アクリルゴム系塗膜防水工事作業，シーリング防水工事作業），内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業，天井鋼製下工事作業，天井ボード仕上げ工事作業），熱絶縁施工，サッシ施工，化学分析，表装（表具作業，壁装作業），塗装（建築塗装作業，金属塗装作業），塗料調色，広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業，広告面粘着シート仕上げ作業），写真，フラワー装飾

2 実 施 等 級 等

技能検定は，上記の職種を1級及び2級に区分し，塗料調色については等級に区分しないで実

技試験及び学科試験によって行います。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実 技 試 験

ア 手 数 料 実技試験の手数料は、検定職種ごとに次のとおりです。

| 検 定 職 種                                                                                                                                                            | 手 数 料   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 園芸装飾， 鋳造， 金属熱処理， 機械加工， 放電加工， 建築板金， 工場板金， 電気めっき， 仕上げ， 電子機器組立て， 電気機器組立て， 家具製作， 建具製作， 木型製作， プラスチック成形， 畳製作， 防水施工， 内装仕上げ施工， 熱絶縁施工， サッシ施工， 化学分析， 表装， 広告美術仕上げ， 写真， フラワー装飾 | 13,800円 |
| 造園， とび， 築炉                                                                                                                                                         | 13,000円 |
| 金属プレス加工， 鉄工， ダイカスト， 建設機械整備， 左官， ブロック建築， タイル張り， 塗装， 塗料調色                                                                                                            | 12,000円 |
| 婦人子供服製造                                                                                                                                                            | 10,000円 |

イ 実 施 期 日

実技試験は、平成4年6月12日(金)から平成4年9月13日(日)までの間において、別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ウ 実 施 場 所 実技試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

エ 問 題 の 公 表

実技試験問題は、あらかじめ平成4年6月2日(火)に茨城県職業能力開発協会に掲示します。ただし、一部の職種については公表いたしません。

(2) 学 科 試 験

ア 手 数 料 2,600円

イ 実 施 期 日 学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりです。

| 検 定 職 種                                                                       | 実 施 期 日      |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 金属熱処理， 金属プレス加工， 鉄工， 木型製作， タイル張り， 防水施工， 内装仕上げ施工， サッシ施工， 化学分析， 表装， 塗装， プラスチック成形 | 平成4年8月30日(日) |

|                                                                                                     |              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 機械加工, 電気めっき, ダイカスト, 建設機械整備, 電子機器組立て, 婦人子供服製造, 家具製作, 建具製作                                            | 平成4年9月6日(日)  |
| 写真                                                                                                  | 平成4年9月11日(金) |
| 園芸装飾, 造園, 鋳造, 放電加工, 仕上げ, 電気機器組立て, 熱絶縁施工, 建築板金, 工場板金, とび, 左官, 築炉, ブロック建築, 畳製作, 塗料調色, 広告美術仕上げ, フラワー装飾 | 平成4年9月13日(日) |

ウ 実施場所 学科試験は、水戸市その他県内の指定する場所において行います。

#### 4 受験申請の手続

##### (1) 提出書類

ア 技能検定受験申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

##### (2) 提出先 茨城県職業能力開発協会

〒310 水戸市桜川2-2-35(茨城県産業会館 12階)

電話 水戸(0292)21-8647

##### (3) 受付期間 平成4年4月6日(月)から平成4年4月17日(金)まで

##### (4) 受験申請に関する注意

ア 技能検定受験申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受験案内は、茨城県職業能力開発協会にて交付します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受験申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、120円切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受験申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内消印のあるものに限り、受け付けます。

#### 5 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(前記3の(1)アに定められた額)及び学科試験の手数料の額(2,600円)を申請書に添えて納付して下さい。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は当該試験に係る手数料の納付を要しません。

また、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は受験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

#### 6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、茨城県職業能力開発協会が平成4年10月13日（火）に書面で通知します。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名は、平成4年10月13日（火）の県報で公示するほか茨城県商工労働部職業能力開発課及び茨城県職業能力開発協会に掲示します。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級の技能検定の合格者には労働大臣の、2級の技能検定の合格者には知事の合格証書が交付されます。また、このほか、労働大臣から1級の技能検定の合格者には1級技能士章、2級の技能検定の合格者には2級技能士章がそれぞれ交付されます。

7 そ の 他

(1) 技能五輪茨城県大会については、技能検定2級試験に準じて、次の職種について茨城県職業能力開発協会が行います。

普通旋盤、フライス盤、精密器具製作、構造物鉄工、金型仕上げ、機械組立仕上げ、電子機器組立て、配電盤・制御盤組立て、婦人子供服注文服製作

(2) 技能五輪県大会の参加資格は、昭和46年1月1日から昭和48年12月31日までの間に生まれた者であること。

(3) 技能検定実技試験及び技能五輪県大会を茨城県技能競技大会と併称し、この大会の成績優秀な者に対しては、賞状を授与します。

(4) 技能検定及び技能五輪県大会について不明な点は、茨城県商工労働部職業能力開発課（電話 水戸（0292）21-8111 内線3433）又は、茨城県職業能力開発協会（電話 水戸（0292）21-8647）に問い合わせ下さい。

●都市計画事業の施行者の名称等

下館結城都市計画公園事業については、平成4年2月19日建設省告示第357号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成4年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画事業の種類及び名称

昭和58年建設省告示第140号

9-6-001 県西総号公園

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地 水戸市三ノ丸1丁目5番38号

茨城県庁

## 4 事業地の所在

下館市大字茂田字畑屋敷，並びに真壁郡協和町大字桑山字十四耕地，大字横塚字申合及び大字蓮沼字猿号地内

---

**訓 令**

---

**茨城県訓令第3号**

茨城県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成4年3月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令

茨城県鳥獣保護員設置規程（昭和38年茨城県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「業務」を「職務」に改める。

別表中「常澄村」を「水戸市のうち旧常澄村の区域」に，「千代田村」を「千代田町」に改め，同表の備考を次のように改める。

備考 旧桜村，旧谷田部町，旧豊里町，旧筑波町及び旧大穂町の区域は昭和62年11月29日現在の区域，旧常澄村の区域は平成3年10月1日現在の区域による。

付 則

この訓令は，公布の日から施行する。ただし，常澄村に係る部分及び備考を改める部分は，平成4年3月3日から施行する。

---

**指 示**

---

(内水面漁場管理委員会)

**茨城県内水面漁場管理委員会指示第1号**

内水面における増殖事業の推進を図るため，平成4年度第5種共同漁業権魚種に係る目標増殖量及び増殖方法について，漁業法（昭和24年法律第267号）第130条第4項の規定に基づく同法第67条第1項の規定により，次のとおり指示する。

平成4年3月2日

茨城県内水面漁場管理委員会

会 長 根 本 清 蔵

1 放流事業

| 増殖区域<br>(漁業権番号) | 指示対象者<br>(漁業権者)                | 魚種         |            |             |                  |                  |                  |            |                   |  |
|-----------------|--------------------------------|------------|------------|-------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------------------|--|
|                 |                                | こい<br>(kg) | ふな<br>(kg) | うなぎ<br>(kg) | わか<br>かき<br>(万粒) | そぎ<br>うよ<br>(千尾) | れぎ<br>んよ<br>(千尾) | あゆ<br>(kg) | 陸封性<br>ます<br>(千尾) |  |
| 茨内共第2号          | 常陸川漁業協同組合                      | 1,300      | 500        |             | 200              |                  |                  |            |                   |  |
| 茨内共第3号          | 牛久沼漁業協同組合                      | 100        | 2,000      | 100         | 100              |                  |                  |            |                   |  |
| 茨内共第4号          | 小貝川・鬼怒小貝・<br>関東・鬼怒利根<br>漁業協同組合 | 850        | 980        | 120         | 100              |                  | 1                | 100        |                   |  |
| 茨内共第5号          | 鬼怒小貝・関東・鬼<br>怒利根漁業協同組合         | 500        | 520        | 75          | 100              |                  | 1                | 500        |                   |  |
| 茨内共第6号          | 鬼怒小貝・関東・猿<br>島郡漁業協同組合          | 350        | 310        | 25          |                  |                  |                  |            |                   |  |
| 茨内共第7号          | 猿島郡漁業協同組合                      | 60         | 60         |             |                  |                  |                  |            |                   |  |
| 茨内共第8号          | 猿島郡漁業協同組合                      | 60         | 60         |             |                  |                  |                  |            |                   |  |
| 茨内共第9号          | 新利根漁業協同組合                      | 150        | 1,500      |             |                  |                  |                  |            |                   |  |
| 茨内共第10号         | 新利根漁業協同組合                      | 150        | 1,500      |             |                  |                  |                  |            |                   |  |
| 茨内共第11号         | 新利根漁業協同組合                      | 100        | 500        | 20          |                  |                  | 1                |            |                   |  |
| 茨内共第12号         | 土浦市・桜川<br>漁業協同組合               | 300        | 600        |             | 200              |                  | 1                |            |                   |  |
| 茨内共第13号         | 那珂川第一・那珂川<br>・緒川漁業協同組合         | 1,050      | 440        | 350         | 1,000            |                  | 5                | 2,000      | 5                 |  |
| 茨内共第14号         | 大酒沼漁業協同組合                      | 1,000      | 1,000      | 50          | 10,000           |                  |                  | 20         |                   |  |
| 茨内共第15号         | 久慈川漁業協同組合                      | 600        | 250        | 80          | 100              |                  | 5                | 4,500      | 60                |  |
| 茨内共第16号         | 十王川漁業協同組合                      |            |            |             |                  |                  |                  | 100        | 30                |  |
| 茨内共第17号         | 大北川漁業協同組合                      | 100        | 100        | 20          | 300              |                  |                  | 250        | 60                |  |
| 茨内共第18号         | 猿島郡・北埼玉利根<br>漁業協同組合            | 180        | 210        | 10          |                  |                  | 1                |            |                   |  |

2 産卵場造成事業等

放流事業以外の魚種については、積極的に産卵場造成等の増殖手段を講ずること。

## 茨城県内水面漁場管理委員会指示第2号

水産資源の保護培養及び漁業の秩序維持を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第130条第4項の規定に基づく同法第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成4年3月2日

茨城県内水面漁場管理委員会

会 長 根 本 清 蔵

次表左欄に掲げる期間中、同表右欄に掲げる区域においては、ころがし釣で水産動物を採捕してはならない。ただし、4月1日から5月31日までの間は、茨内共第13号第5種共同漁業権行使規則に基づく「うぐい漁業証」及び同漁業権遊漁規則に基づく「うぐい特別遊漁承認証」の所有者はこの限りでない。

| 禁 止 期 間                                                  | 禁 止 区 域                                                                       |
|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 平成4年4月1日から<br>平成4年12月31日まで                               | 那 珂 川<br>ただし、那珂郡那珂町下江戸地先にかかる千代橋から上流栃木県境までの間の本支流                               |
| 平成4年4月1日から<br>平成4年5月31日まで<br>平成4年10月1日から<br>平成4年12月31日まで | 那 珂 川<br>ただし、那珂郡那珂町下江戸地先にかかる千代橋から水戸市田谷5045番地の1地点と対岸水戸市渡里町795番地地点とを結ぶ線までの間の本支流 |

**正 誤**

●平成4年2月20日付け茨城県報第320号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤             | 正                                       |
|-----|-------|---------------|-----------------------------------------|
| 6   | 上から17 | 水戸・勝田都市計画道路事業 | 水戸・勝田都市計画道路事業<br>3・4・54号 和田町常陸海<br>浜公園線 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)